

「都市計画」「農業振興地域整備計画」

合同説明会開催とパブリックコメントの実施

農業振興地域整備計画の全体見直し

農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、一定の農業地域を保全し、計画的に農業振興を図るために定めるもので、農用地区域を指定しています。

本町の農業振興地域整備計画は、吉備町・金屋町・清水町の旧町時代にそれぞれ策定されたもので、今回の全体見直しにあたり、統合・再編し、一つの計画として見直しを行います。全体見直しでは、地域の意向や営農状況、土地利用状況などについて基礎調査を行い、必要に応じて農用地区域への編入・除外などを行います。

●全体見直しのポイント

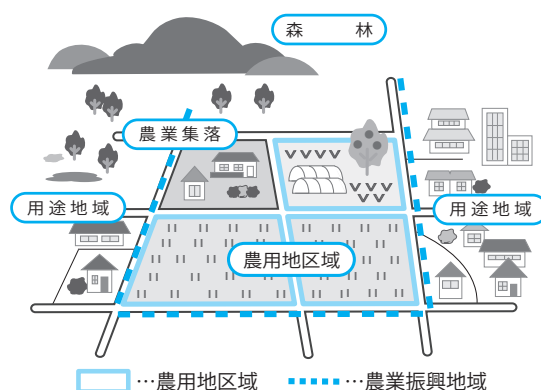
- ・都市計画変更に伴い、用途地域を廃止する地区に存在している農地について、農用地区域への編入を検討します。
- ・集落介在農地で特産物などの産地形成上確保することが必要な農地について、農用地区域への編入を検討します。

●農業振興地域制度の概要

市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域に指定します。農用地区域に指定されると、優良農地の保全に向けて、農業に関するさまざまな支援を受けることが可能になります。

なお、農用地区域に指定されると住宅などの建設ができないなど、農業以外の用途への転用が制限されます。

※転用するには、まず農振除外申請が必要です。



合同説明会の開催日時・場所 ※いずれの説明会も内容は同じです。

地区	回	日時	会場
金屋地区	第1回	7月14日(木) 13:00～16:00	金屋文化保健センター
	第2回	7月15日(金) 18:00～21:00	
	第3回	7月18日(月・祝日) 13:00～17:00	
吉備地区	第1回	7月21日(木) 13:00～16:00	きびドーム 2階 多目的研修室
	第2回	7月22日(金) 18:00～21:00	
	第3回	7月24日(日) 13:00～17:00	
清水地区	第1回	7月29日(金) 13:00～16:00	清水保健センター
	第2回	7月30日(土) 13:00～16:00	